

もりやまこども園(本園・大川分園)の利用申し込みが始まります

令和4年度に、幼保連携型認定こども園もりやまこども園(本園・大川分園)の利用を希望する方の申し込みを受け付けます。

▶申請書・申込書配布期間

令和3年12月9日(休)~12月17日(金) 土・日除く

▶申請書・申込書提出期間

令和4年1月6日(金)~1月14日(金) 土・日・祝日除く

▶申し込み先等

利用を希望する施設	利用区分	支給認定申請書・申込書(現況届)の配布先	定員	申込書提出先
もりやまこども園(本園)	教育	新規(転園)	15人	もりやまこども園
		継続		必要ありません
	保育	新規(転園)	150人	町健康福祉課
		継続		必要ありません
大川分園	保育	新規(転園)	20人	町健康福祉課
		継続		必要ありません



お問い合わせ 町健康福祉課(☎852・5128)
もりやまこども園(☎852・3805)、大川分園(☎875・3033)

▶仮申し込み

現在妊娠中で、産休・育休を取得後、令和5年3月までに職場復帰される方も仮申し込みをしてください。

※希望者が定員を超えた場合や年度途中での申し込みは、入園できないことがありますのでご了承ください。
※詳細は、申し込み時に配布する「令和4年度教育・保育施設利用のしおり」をご覧ください。

元気に長生き!

町で90歳を迎えられた方をご紹介します

◆90歳を迎えられた方(11月20日現在) 10月25日 □□□□さん(雀 館)
11月 1日 □□ □□さん(広青苑) 11月 3日 □□ □□さん(新 町)
11月 5日 □□ □□さん(岡本一区) 11月 7日 □□□□さん(築地町)
11月 7日 □□ □□さん(石 崎) 11月13日 □□ □□さん(広青苑)

※掲載を希望しない方は、お祝いの何れにもお知らせください。

家族と会うのが楽しみ

□□□□さん(広青苑)



近所の方たちとお話するのが好きで、行事にもよく参加していたという□□□□さん。周囲からはがんばり屋と評判で、自身の子どもたちのほかに、親戚の子どもたちの面倒を見ていたとのことです。今は家族と会うのを楽しみにしながら過ごしているそう。長寿の秘訣は、「ごはんを残さず食べる」と話していました。

奥さんの手料理で健康長寿

□□□□さん(新 町)



町の選挙管理委員を28年間務められた□□□□さん。平成28年度には町功労者として表彰を受けられています。早寝早起きや体を動かすことを心がけているそう。現在も心身ともに健康とのこと。長寿の秘訣は、「栄養バランスを考えた妻の食事のおかげで、丈夫で健康な体でいられる」と話していました。

ドライブが好き

□□□□さん(広青苑)



車を運転することが好きで、若いころはよくドライブに出かけていたという□□□□さん。普通免許のほかにも、大型特殊免許やけん引免許、危険物取扱免許を取得したそうです。今は食事と外出の時間を楽しみにしながら過ごしているそう。長寿の秘訣は、「よく食べてよく寝ること」と話していました。

遊びにおいでよ 『こどもの木』

今月も様々な事業を準備してお待ちしています。お気軽にご参加ください。

12月のわんパーク(いずれも午前10時開始)

- ▶12月 9日(休) クリスマスコンサート
演奏：今村和佳奈さん
※大人のみ参加もお待ちしております。
- ▶12月14日(火) 手形でクリスマスカード作り&誕生会
- ▶12月22日(水) 保護者単独企画 シャイニングMom
プリザーブドフラワーでお正月飾り作り
講師：ohana 齊藤澄子さん、材料費：500円

※いずれも、事前予約をお願いします。
※こどもの木は当面の間、町民限定の利用となります。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。
※状況により、行事内容が変更になることがあります。予めご了承ください。

お問い合わせ もりやまこども園内
こどもの木(☎852・3805)
☎ kodomonoki@kids-moriyama.or.jp



12月 健診お知らせカレンダー

健 診

20日(月) 乳児健康診査

対象 令和3年2月、5月、8月生まれ
受付 12時45分~13時15分 場所 役場1階保健室

23日(木) 3歳児健康診査

対象 平成30年4月~6月生まれ
受付 12時45分~13時15分 場所 役場1階保健室

そ の 他

14日(火)・28日(火) 母子健康手帳・子育て支援クーポン券の交付

受付 9時~15時 場所 健康福祉課
※指定日以外で交付を希望される方は、事前にご連絡ください。

17日(金) 1歳児健康相談

対象 令和2年9月~11月生まれ
受付 10時~10時30分 場所 役場1階保健室

お問い合わせ 町健康福祉課(☎852・5180)

申請はお済みですか?

児童扶養手当と特別児童扶養手当

【児童扶養手当】

▶児童扶養手当とは
18歳到達後、最初の3月31日までの方(中度以上の障害のある方は20歳未満まで)を扶養している、「ひとり親家庭」、父または母に代わってその児童を養育している方(養育者)に支給される手当です。(配偶者からの暴力による保護命令を受けている方も該当します)

▶手当の額 扶養している子どもの人数で異なるほか、所得による支給制限があります。

【特別児童扶養手当】

▶特別児童扶養手当とは
身体または精神に中程度以上の障がいがある20歳未満の児童を監護する父母、または養育者に対して支給される手当です。対象児童が施設に入所している場合には支給されません。

▶手当の額 障害の程度により異なるほか、所得による支給制限があります。

※受給には申請が必要です。支給要件と合わせて、町健康福祉課へお問い合わせください。

お申し込み・お問い合わせ
町健康福祉課(☎852・5128)

高齢者の障害者控除申請を受け付けます



介護認定を受けている65歳以上の介護度が2以上の方は、障害者手帳をお持ちでなくても税金の申告時に障害者控除が受けられます。

印鑑をお持ちになり、町健康福祉課に申請してください。

▶申請期限 12月17日(金)

お問い合わせ
●申請・認定について
町健康福祉課(☎852・5128)
●控除額について
町税務課(☎852・5144)